

【2026年度改正】

業務委託申込書

年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社 代表取締役 様

住所又は事務所所在地
商号または名称
氏名又は代表者氏名
適格請求書発行事業者登録番号

T

印

下記の委託について関係法令を守り、別紙仕様書・明細書・図面および見本並びに下記及び裏面に記載の契約条項、暴力団等の排除に関する特記事項を確認のうえ次の金額で申し込みます。

申込金額	百万	千	円
------	----	---	---

契約金額	百万	千	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	百万	千	円
------	----	---	---	---------------------	----	---	---

契約金額は、申込金額に当該金額の100分の10を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)である。

案件名称		明細書	別紙のとおり
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで	履行場所	

契約条項

- クリアウォーターOSAKA株式会社(以下「発注者」という。)及び受注者は、この申込書に基づき、仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。
- 受注者は、申込書記載の業務を申込書記載の履行期間内に完了し、発注者が意図する業務目的物(以下、「成果物」という。)がある場合はそれを完成させ発注者に引渡すものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。
- 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書あるいは設計業務委託仕様書において指定した主たる部分を再委託(業務を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の型式を問わない。)してはならない。
- 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
- 受注者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者又は管理技術者、あるいは業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
- 受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分又は成果物のうち完了した一部分がある場合、それに相応する業務委託料相当額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることができない。
- (1) 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書、設計業務委託仕様書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。
(2) 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。
(3) (1)及び(2)の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 業務を行うにつき生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者がその費用又は損害額を負担する。

- 12 発注者は、受注者から業務完了の通知を受けた後、速やかに検査を行う。
- 13 発注者は、受注者から適法な支払請求を受けた後、速やかに銀行振込により契約代金を支払う。
- 14 (1) 受注者が業務について、この契約に定められたとおり履行できないこと、又はこの契約に違反したことが明らかになった場合、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。
- (2) 発注者は、業務完了後引渡す成果物がある場合において、当該成果物が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないものであるときは、受注者に対してその修補、代品との取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。
- (3) (2)の場合において、発注者が相当の期間を定めて催告をし、その期間内に追完がなされないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- ア 追完が不能であるとき
- イ 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完又は代金の減額を請求することができない。
- 15 受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約の履行を遅延した場合は、受注者は契約金額につき、遅延日数に応じ、履行期限の翌日における民事法定利率の割合で計算した額を延滞違約金として発注者に支払う。
- 16 (1) 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除をすることができる。
- ア 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき
- イ 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないときと認められるとき
- ウ 正当な理由なく14(1)又は(2)の追完がなされないとき
- エ この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき
- オ 前のいずれかのほかこの契約に違反したとき
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当するときは、(1)の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
- ア 受注者の債務の全部が履行不能であるとき
- イ 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- ウ 受注者の債務の一部が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき
- エ 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき
- オ 発注者が(1)の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき
- カ この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき
- キ 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき
- ク 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- 17 この申込書に定めのない事項については、クリアウォーターOSAKA(株)ホームページ掲載の業務委託契約書に定めるものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 前2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。